

## 第8期第11回 全体会記録

記録（書記）

黒川・吉田

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                      |        |     |        |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----|--------|----|
| 部 会 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 全体会                                                                                                                                                                                                                                                  |        | 回 数 |        | 11 |
| 日 時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 令和6年3月13日（水）                                                                                                                                                                                                                                         | 13時32分 | ～   | 15時11分 |    |
| 会 場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 中野区役所7階 第8・9会議室                                                                                                                                                                                                                                      |        |     |        |    |
| 参 加 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 出席：中村、市野、上西、宮澤、大倉、小川（真）、松井、鈴木（久）、小川（光）、高橋、池田、山下、村上、鈴木（裕）、関口、眞山<br>欠席：秋元、大村、大坂、長橋、鈴木（祐）、松田、鶴丸、高田<br>事務局：辻本、大場、西川、金井、鳥居、齋藤、藤野、梅田、小杉、大島<br>傍聴：1名                                                                                                        |        |     |        |    |
| 配 付 資 料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | （報告資料1） 区役所新庁舎説明資料<br>（報告資料2） 令和6年度新規・拡充事業<br>（資料1） 相談支援機関会議記録<br>（資料2） 個別ケア会議記録<br>（資料3） 相談支援部会議事録<br>（資料4） 地域生活支援部会議事録<br>（資料5） 就労支援部会議事録<br>（資料6） 施設系事業者連絡会議事録<br>・社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 TOKYO 手をつなぐどり～む通信<br>・中野区福祉団体連合会 区民防災講座<br>・伊波敏男著 ニライカナイへの往路 |        |     |        |    |
| 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                      |        |     |        |    |
| 【第11回協議会】<br><br>（中村会長 あいさつ）<br>3月になり事業計画予算等についてまとまってきている状況かと思う。今年は報酬改定があり、基本単価が新しく示されたため予算づくりには苦労されたのではないかな。<br>生活介護事業は、現在は開所時間により報酬が設定されているが、新しく利用時間に応じた区分が設けられ、短時間利用は減額が予想される。生活介護事業は送迎サービスを行っている事業所が多くあり、支援員は送迎に拘束される時間があるが、送迎時間は利用提供時間にはみなされない。施設内での利用時間のみになるため苦痛の声が出ている。厚生労働省は事業所が不利にならない配慮措置を講じるとしているが、現在詳細は不明である。<br>庁舎内に振り込め詐欺の掲示があり、注意しなければいけないと感じたため、共有した方が良い話をする。個人ではないが、事業所が求人広告詐欺にあった。法人全体ではHP等で求人広告を出す、中途採用の場合はハローワークのインターネットサービスで正職員を募集することがある。その際 |                                                                                                                                                                                                                                                      |        |     |        |    |

ローワークの求人情報を見たところと連絡があった。ウェブサイトで3週間無料の求人広告を掲載するプランを利用しないかとの勧誘の電話であった。良いと思いすぐに申し込んだが、一か月後に、突然請求書が届いた。どうなっているのか電話で問い合わせたところ、利用規約がFAXで送られてきた。相手方は、規約にある通り無料掲載期間が過ぎ有料期間となる4か月先までの料金である32万円を支払うこと、掲載料の支払期限が過ぎており遅延金が発生しているため至急入金してくださいとの回答であった。

怪しいと思い顧問弁護士に相談したところ、同様のケースが散見されている悪質な詐欺であった。金額が32万円と判断しづらい額であるため、支払った事業所もあり手に負えない状況になっている。現在は弁護士を代理人に立て、支払わずに契約を破棄するため交渉をしている。無料で掲載するとの電話勧誘は危ない詐欺になる可能性があるため注意していただければと思う。

#### (1) 報告・提案事項

##### ①中野区実施計画の策定について

##### ②中野区健康福祉総合推進計画の策定について

(辻本課長)

①は、基本計画の後期にあたる2023年度から2025年度までの取り組みを具体化した計画で2月に策定した。②の計画には、障害者福祉計画等が含有されており、3月に策定し、先日中野区議会厚生委員会で報告を行ったところである。昨年は皆様からご意見等を賜りありがとうございました。この計画を着実に実施していき、必要な部分は皆さんからご意見をいただきながら修正していきたい。

(中村会長)

計画策定にあたり全体会でも意見を集約し、全てではないが相当数を計画の中に反映できた。ありがとうございます。

##### ③区役所新庁舎について

(西川係長)

資料3頁にフロアの状況が書かれている。本日は1階と3階を中心に紹介する。1階は区民交流スペース、食堂、カフェ、コンビニがある。誰にでも広く使えるスペースが配置されている。福祉売店も1階にリニューアルオープンする。食堂やカフェは21時閉店であり休日にも空いている。開放的なスペースのため、事業所の散歩等で来ても良いと思う。区民交流スペースや貸出可能スペースもあるため、物品販売や企画申し込みもできる。貸し出しの方法や金額等詳細が分かり次第伝える。

障害福祉課は3階になる。3階のフロア状況が9頁に掲載されている。図面の上が北、下が南になっている。グレーの網掛け部分に障害福祉関係の窓口があり、相談室として個室が3室程ある。同フロアに子供や高齢の関係窓口も並んでいる。現在の狭く声が筒抜けになる状況が、改善されると思う。

図面上の少し濃い矢印はエスカレーターの動線になる。図面上の右から上に上がる矢印は、昇りエスカレーターを降り障害福祉の窓口に向かう経路である。待合の上を通り下に向かう矢印は、降りエスカレーターの乗り口に向かう経路である。エスカレーターとエレベーターの降り口両方から見える位置に案内の職員が配置される。

従来は事業者の方が報告書等を持ってくる際は直接声をかけられていたが、声がかけづらくなる構造になっている。事前に約束する等工夫が必要になってくる。

以前希望もあったため次回5月の全体会で30分ほど時間をとり、関係がある場所として1階と3階の見学を行うことを検討している。入口、総合案内、エレベーターの乗り口付近に、各階の案内表示が点字付きで表示される。3階のトイレには大人が寝られるサイズの介助用のベッドが入っている。

（中村会長）

回りの全体会が5月15日に予定されており、新庁舎が開所するのは5月7日なので、事前に見ている方もいると思われるので、15日の全体会の際は見学希望される方のみで良いと思う。

（全体会終了後に時間を設けることとした。）

#### ④その他

令和6年度新規拡充事業について説明がある。

（大場課長）

資料11頁、令和6年度障害福祉課 新規・拡充事業（令和6年2月プレス資料抜粋）。

令和6年度予算は3月7日に成立した。障害福祉課における、新規拡充事業について説明する。報告資料2は抜粋であるが、元資料は中野区公式HPで見ることができる。

「02 医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業（新規）」

具体的にはサービス等利用計画の策定前に必要な基本相談業務についてである。NICUからの退院前カンファレンスや、家族への基本相談、関係機関との事前調整業務等は、報酬がつかないため補助をする。

他に区内の民間事業所に配置されている、医療的ケア児等のコーディネーターの資質向上のため、中野区医療的ケア児等支援情報連絡会において、外部講師による研修を実施する。

「06 移動支援サービス事業の拡充（通学等支援）（拡充）」

ガイドヘルパーの派遣先に都立特別支援学校の通学バス内を追加した。

（辻本課長）

「07 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業（拡充）」

個人派遣を開始し、従来の事業も引き続き実施する。サロンは今までは障害者福祉会館の一か所であったが、南部すこやか福祉センターにも会場を借りて開こうと思っている。

（大場課長）

「08 旧生活寮の法内化に向けた施設への再整備（拡充）」

やよい荘は令和 6 年度の事業開始であり、共同生活援助 4 床を予定している。1 床を自立生活体験事業として区の委託事業を行う。GH への入居や 1 人暮らし等の自立生活に向けた体験の場を提供し、障害者の地域移行を目指し行う事業である。大和荘の再整備の事業は令和 7 年度から開始する予定である。

「09 重症心身障害児通所支援事業所医療的ケア事業（拡充）」

現在の補助事業は配置義務の看護師の人数に加え、1 名以上看護師配置を実施した場合、看護師 1 名分の人件費に相当する額を補助している。今回令和 6 年度からの補助の拡充では、これに加え常勤換算で 0.7 人以上の看護師を配置した場合は当該看護師の人件費に相当する額を補助する。

「10 江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業（推進）」

昨年 5 月に運営事業者を決定した。3 月 12 日の中野区議会第 1 回定例会で基本計画案について報告した。この後 3 月 22 日、24 日に近隣住民の方、3 月 27 日に当事者及びその家族を対象とした説明会を実施予定である。令和 6 年度から 7 年度にかけて基本設計及び実施設計の策定、また、令和 7 年度は着工に入る。令和 7 年度から 9 年度にかけて施設整備、開設予定が令和 9 年 10 月を予定している。

（中村会長）

国の事業に上乗せするのではなく、実際に報酬の対象になっていない事業に対しての、区の単独事業との理解で良いのか。→良い。

## （2）部会等報告

### ①相談支援機関会議報告

（鳥居係長）

11 月、12 月、1 月に開かれた相談支援機関会議の報告を行う。資料 13 頁。

11 月の事例件数総数は 11 件であった。主たる話題として、3 年程前から 1 人暮らしが難しくなり GH に入所したが、金銭的なルールが上手くいかず体調を崩したり、関わっている支援者や周囲の人からの情報を受けやすかったりして混乱しているケースがあげられた。世話人等と連絡を取り情報の取捨選択をすることが課題である。

本人と家族全体に支援が必要なケース。区長申立で後見人を付けたが、妻が反対し後見人を外すための診断書をとりとうとして、夫を入所施設から連れ出したことがある。後見人の役割と連携が課題になるケース。

後の 2 ケースは、計画相談の役割や意義について議論が行われた。

12 月の事例件数総数は 12 件であった。主たる話題として家族への虐待からカンファレンスを行ったケースがある。高次脳機能障害の方で、家族や関係が深い支援者に爆発してしまう。民間の相談支援事業所が抱える困難ケースの対応について協議がされた。

ADL の低下に伴い長時間のサービスが必要となったケースは、長年居宅介護を利用している事業所に引き続き頼みたいが、重度訪問介護は報酬単価が低くヘルパー不足もあり、受け入れられない事業所があった。どのようなサービスを組み立てていくか課題を検討した。

母親の金銭問題があるケース。本人にはある程度意思決定能力や生活能力はある。同居の母の言動や、家族の影響からお金を渡してしまっている。分離した生活環境が望ましいが、本人の一人暮らしへの意欲が低く、生活力や経済的にも厳しい状況である。

1 月は事例件数総数 12 件であった。主たる話題は入退院を繰り返しているケースがあった。病院を退院し GH に入居したが、不穏な状態となってしまった。近くに入所施設もなく今後の対応をどうしたら良いか等が協議された。

災害時等に母親が倒れた際医ケアが必要な子供をどうするのか考え相談したところ、緊急時フローチャートを作成したケースがあった。

地域ケア個別会議が開催されたケースは、母親の障害状態が不安定であり、大学生の子供が介護をしている。母親には様々な支援者が関わっているが、ヤングケアラーである子どもには支援者がいないため、様々な支援者が集まり地域ケア個別会議が開催された。

相談支援機関会議のあり方について、全体会、相談支援部会との関わりについて等も意見が出た。

（中村会長）

個別ケア会議の内容を見て、深刻な問題が地域に日常的にあることを感じる。相談支援機関会議の中で気になる部分は、全体会でどのように生かされているのか分からないとの疑問が出されていることである。全体会で常に厳しい状況であることが個別のケア会議の資料に基づいて報告されるが、全体会でどのように活かしていくのか意見があればお伺いしたい。

（関口委員）

意見と言ってよいか分からないが、障害の相談支援の部分について「にも包括」の関係や接続等どのように整理されているのか知りたい。

（中村会長）

障害分野に限らずケースの相談をされているのではないかとということか。

（関口委員）

当然「にも包括」の方でやっている部分があると思うが、その連携ができているのか。

（事務局 斎藤）

「にも包括」はコロナの中で会議等が止まっていた状況があり、精神障害者の退院促進を中心に関係機関が集まって協議をする場を設置している。一時期停滞していたが今年度から「にも包括」を再開したいと思っている。

（中村会長）

相談支援機関会議で出されている課題や問題は困難事例も含め、自立支援協議会の全体会にとって貴重な情報であると受け止めている。この情報に基づき各部会で自分たちの課題としてどのように取り組めるかを共有し、課題を整理して改善に向かい進んでいきたい。相談支援機関会議の皆さんに全体会に生かされていることを伝えていただきたい。貴重な情報であると理解している。

## ②相談支援部会報告

（事務局 小杉）

12月、1月の議事録が載っている。出た意見がそのまま書いてある部分もあるが、相談支援のあり方等大きなことも話し合っている。以前から相談支援についての課題は上がっており、課題をあげるところまではいくがそれを掘り下げて検討する時間がない。今年度は少人数に分かれて掘り下げたいとの意見があり、今年度はそのように進めている。

様々な課題がある中で、最近は2つに絞り話し合いを進めている。1つ目として相談支援を行う側の困りごと等が議論されている。重層的な相談支援体制も含めた話や、すこやかの話等が出ている。期のまとめも近いため、今週開催される会議でまとめに入る。

2つ目は引きこもりや、どこに相談して良いか分からない人がどの程度いるか等の視点で話が出ている。繋がるためのツール等のようなことができるか話し合いを行っている。こちらもまとめに入る段階である。後は普段事業所で出ている困りごと等の意見交換を行っている。

## ③地域生活支援部会報告

（関口委員）

近況報告やセミナーの振り返りを実施した。事例検討では精神の方の事例が出た。支援する側とされる側の意識のギャップがあった。支援してもらう必要はないと思っている方に、支援を受け入れてもらうことは大変なことである。本人のニーズがあって初めて支援ができるとの話が出た。

追加の意見として、インターナショナルヘルスレギュレーションズという国際保健規則の改定がWHOの中で強行されるのではないかと懸念されている。原口議員が予算委員会で質問をしていたが、日本はWHO憲章を批准しているため規則に関しては、改正があれば従うとの回答があり驚いた。インターナショナルヘルスレギュレーションズは、当面の間、何の問題もないとしてもいつでも変えることができると書いてあり、強制力を持つものである。大平三原則と言われるものがあり、国内法を変える時や国内法の規定を変えるとき、国内の予算に関わるとき、重要な政策を変更するときには国会の審議が必要であるが、それを全く無視している。

追加情報としてコロナの薬害に関しては予算が去年度と比べて100倍以上増えているので被害者も増えているとのことだろう。

(中村会長)

ニーズがない方への支援をどうするかは、まさにパターンリズムの話であり、権利条約にある父権主義的アプローチがどのように判断するのか難しい問題である。条約も権利条約も、国が我が国として受け止め主体的に活動につながっていないことが残念であり、少し動きをつけてもらえればと思う。

#### ④就労支援部会報告

(鈴木部会長)

1 月、2 月に会議を行った。1 月の会議は障害者雇用についての話であった。今年 4 月から民間企業の雇用率が 2.3%から 2.5%に引き上げられ、同時に現在の障害者雇用率に換算する所定労働時間は週 20 時間であるが、4 月からは週 10 時間に引き下げられる。それに合わせ今の障害者雇用では 20 時間未満の求人があるのか等も含め、ハローワーク新宿の方から今の障害者雇用や求人の状況について話をしていただいた。

東京の障害者雇用の現状は、実雇用率が 2.33%であり全国平均を下回っている。要因として東京は日本一企業が多いが、企業の雇用する条件が厳しくなっていることがある。雇用する以上は仕事もして欲しいと選考が厳しくなっている。一方で一般の求人と変わらない程の条件や給与の求人が増えている。しかし求めるものも高いため、東京で就労支援をしていると厳しさを感じる。

その状況で 4 月から週 10 時間以上 20 時間未満も 0.5 カウントに換算する制度が始まる。しかし現状その条件の求人は出ていないと話があった。そのような求人が春から出るのではなく、今出ている求人から企業に相談し、20 時間未満でも可能であると説明をしながら進めている。

後半は障害者雇用代行ビジネスについて話し合いを行った。障害者雇用代行ビジネスは様々な意見があるが、全国に 3000~4000 の農園があると言われている。一概に悪いとは言えず、どこに問題、課題を持っていけば良いのか迷っている。

個人的な意見では企業が障害者雇用を行う責務があるため、その責務を代行ビジネスに委託契約し、雇用管理契約を結ぶことは本来の障害者雇用であるのか疑問はある。明確には言えない部分である。情報交換を行い、障害者雇用代行ビジネスをどのように考え、利用しているか等の話し合いを行った。

2 月の会議では、今年 4 月に行われる障害者総合支援法の改正及び、報酬改定について仲町就労支援事業所の井上所長からポイントを説明していただいた。就労系サービスでは、就労移行支援の定員が 20 人から 10 人に引き下がり、多機能型は 10 人以上に引き下がった。引き下がったことが良いことかは分からないが、全国的に就労移行支援事業所が減ってきている現状で、どのように影響するのか注視したい。

就労移行支援事業所は制度が出来上がった当初は数が多かった。近隣の例では杉並区は従来のB型事業所も就労移行事業を始め、多機能型が数多くあったが、現在は杉並区内の就労移行支援を行っている事業所は3か所しかない。B型が就労移行をやめている現状がある。

就労継続支援 A 型のスコア方式も変更がある。生産活動集計平均労働時間がより重要視されるように変わっている。

就労継続支援 B 型における平均工賃月額の出し方は報酬体系の見直しをされている。今までより平均工賃月額が低い事業所が厳しくなる印象がある。

就労定着支援の基本報酬を就労定着支援率に応じた報酬体系に見直しする。初めて定着率を参考にした報酬体系になる。改正されて評価される部分である。来年度10月から始まる就労選択支援についても説明があった。

4月から雇用率が2.5%に上がることで、固定の週労働時間が20時間から10時間に引き下げられること、合理的配慮が努力義務から義務化されること等が同時に行われる。重大なことであると思い内閣府のパンフレットを見てみたが、曖昧に書かれている印象を受けた。雇用率が上がり所定の労働時間も引き下がっているが、雇用する企業、受ける側の企業の雇用管理や、障害者雇用の理解啓発が追いついていないと感じている。数字は上がっているが企業がついて行けていない。企業や地域に向けて理解啓発を進めていかななくてはいけないと感じる。

障害者雇用が伸びるにあたり、労働者と雇用主の労使関係のトラブルが増えている実感がある。就労支援は従来のジョブコーチに近いものから、労使関係の調整をする支援に変わってきている。支援の範囲内に収まる間は良いが、それを超えてしまうと弁護士介入になってしまい、最近はそのようなケースも増えてきている。障害者雇用の課題であると感じる。

就労支援部会でも改正ポイントのボリュームが多かったため整理が仕切れなかった。来週部会があるため、もう一度整理をしながら来年度以降の理解啓発等をもう一歩進めながらやっていかなければいけない。

（中村会長）

雇用率の引き上げや雇用代行ビジネス、報酬改定までかなり幅広い検討課題について話があった。雇用率の引き上げと雇用代行ビジネスは関連している。企業では雇用率を達成するために雇用をしなければならないが、職場の中で障害のある人たちへの支援ができない、仕事を切り出せない等課題が多くある。その中でコンサル会社に賃金等の諸費用を支払うことで、雇用率に繋がり実際には別の場所にある農園で働く形がある。安易に雇用率を確保するためにそちらに流れていくケースが増えていると思う。

インクルーシブ雇用議連に市民団体として参加している。議連では雇用率ビジネスだけを問題視することで良いのかと言われている。例えば就労継続支援事業B型は平均1万5千円程の工賃を提供するために15万円使われている。特例子会社が障害のある人を集めて本来の企業ではない別会社で就労の場を提供している等の様々な問題があるのではないかとされている。

私は企業にとって利益にはならない別の農園という場所を提供していること自体が問題であり、この仕組みでは働いた成果の賃金ではなくなる。農園で収穫した野菜は従業員の福利厚生として配られたり、子ども食堂に提供されたりするため、社会貢献事業として雇用しその役割を果たしているとコンサル会社は言っている。

農園で野菜を作るが収穫できなくても賃金が支払われるため、安易な働き方で賃金が保証され悪い人生観を持ってしまうことにつながる。様々な部分に問題があると思っている。

就労継続 B 型事業を棚に上げて問題提起するつもりはないが、障害のある人たちのやりがいや、自分が社会の役に立っている実感が持てない働き方は問題ではないか。

報酬改定の話も貴重な意見交換をしている。生活介護の例もあるように、今回の改定は非常に分かりにくい。事務方が大変になり、支援に割く時間よりも事務や請求業務に追われる時間が増えていく気がしてならない。

（宮澤委員）

高等部 3 年生の子供がいる母親と話し卒業後はどうするのか聞いたところ、代行ビジネスと言われるところであるが、給料も高いため良かったと喜んでいて。役員同士で今まで代行ビジネスを疑問視していたにも関わらず、実際に子供が行くことが決定すると賃金が保証していること等に母親は喜んでいる現実があった。

（中村会長）

雇用率ビジネスを展開している事業者と話す機会もあるが、企業は雇用率を満たせて、働いている本人や親も大企業に雇用される。福祉的な就労の場で働くよりも最低賃金も保証されておりありがたい。親は自分が亡くなったとしても、企業で働いている保証があるため安心できる。行政は障害福祉サービスの対象にならないため公費がかからない。三方良しであると事業者は言っていた。

しかし働き方の問題がある。本当にそれで喜んで良いのか、それで雇用率を満たして良いのか、その場所を提供していることは良いのかと言いたい。

障害のある人の所得が、福祉就労の場では提供できていない側面もある。所得補償の制度を新しく設けない限りは事業者や福祉事業所は、労働に対する対価を実成果でしか払えない状況が続き、この事態も続くと思う。年金とは別に賃金補填をするとの言い方をすると、モラルハザードにつながり働かなくても保証される仕組みになるのではないかと懸念もある。しかし障害のある人たちが日常生活を送れるように、生活の保障を生活保護ではなく働くことにより最低限保証されるような仕組みが必要なのではないか。

（関口委員）

就労に関することではないが、地域移行、退院支援の部分で 4 月から病院訪問が始まる。東京都は 1000 万円を超える予算をつけ、NCNP、国立精神・神経医療研究センターを中心に行っていく予定である。

総合支援法の地域移行が月に 2 回以上訪ね 6 か月で退院させるプログラムであり、その時点で報酬が発生する。地域移行のピアスタッフの集まりで、自治体によってはプレ地域移行等退院する意欲を喚起する活動に予算をつけているところがあると聞いた。中野区でも検討してもらいたい。

病院に退院させたい人がいるから話を聞きに来てくださいと言われて行き、その人が退院しても地域移行のプログラムを使わないと報酬にはならないこともある。

#### ⑤障害者差別解消部会報告

（高橋部会長）

3 月 6 日に実施している。今回は民間事業者との対話の第 4 弾になる。タクシー会社の方との意見交換会が実現できた。今回来てくださったのが、弥生交通株式会社の雨宮社長であった。1 社のみではあったが有意義な話し合い、意見交換ができた。

内容は次回全体会の際に資料が用意できると思うが、自分が印象に残っていることは、タクシー会社の従業員の方は高い比率でユニバーサルドライバー研修を受けていることである。内容が書かれた資料もあり説明を聞いたが、様々な対応に関する研修を受けていることを知り安心した。

最近セダンタイプとスライドタイプの車種があると思うが、載せられる車いすがどのような基準のものか、どのような乗せ方をするかを聞いた。スロープ等もバス会社と話した時と似通った話であったが、従業員にとってはそのような乗客は稀であり、対応が上手くできる人とできない人の差があると聞いた。

（宮澤委員）

民間事業者との対話は第 1 弾が JR 中野駅長、第 2 弾が西武信用金庫、第 3 弾が関東バス、第 4 弾が差別解消部会開始当初から呼びたいと言っていた、タクシー会社であったため実現できてありがたかった。中野区から区内 12 社のタクシー会社に、自立支援協議会の差別解消部会で民間事業者との対話を行いたいと手紙を出し、そのうち快く返事をいただいたのが弥生交通株式会社だった。社長自ら来ていただきありがたかった。

身近に障害のある方がいるとの話を聞き、そのようなところから普段から差別解消等に近いところに感覚的に居る方なのかと感じた。

（中村会長）

呼びかけに応じるということはしっかりやっているであろう。1 社だけでもありがたい。差別解消部会の取り組みにより、障害のある人たちの理解が地域の中で広がっていることを改めて感じる。障害のある人たちが地域で他の人たちと同じように暮らしたり、学んだり働いたりする環境は結果的に障害のある人たちが身近な存在になるため、差別解消部会の活動を広げていくことに改めて感謝したい。

就労支援部会の報告の部分でハローワークの小川委員に雇用率が上がることについて、企業の対応等様々なものがあると思うが、何か助言などあれば教えていただきたい。

（小川（真）委員）

雇用率の引き上げに関しては以前から段階的に引き上げられることが決まっていた。そのため雇用率を達成しなければいけない企業には、以前から先を見据えて準備をするように伝えていた。来月に迫ってくる時期になり最近はそのような採用活動が活発化している。そうは言っても厳しいとの言葉や心無い発言をもらうことは多いが、働きたいと思っている方にどう答えていくかが社会的責任ではないかと伝えている。

障害者雇用代行ビジネスは障害者雇用促進法の第 5 条に、事業主の責務として職業能力の開発及び向上が明記されたのが改正法の趣旨である。国として事業所の指導をしているところである。障害者雇用代行ビジネスであったとしても働きたい、賃金を得たいと思っている方がいるのは事実でありそう思うことは否定できない。個別のビジネスの会社を紹介できるわけでもないので、そのようなものを利用している、利用する、雇おうとしている事業主側にアプローチしている。

法の趣旨に則り障害のある方の職業能力の開発、向上をいかに図るかを事業主として検討してくださいと現場で指導している。代行で雇い雇用率を達成してそれで終わりではないとの立場で指導している。

（中村会長）

紹介する立場のため雇用率が上がることに對して苦勞があると思う。雇用率ビジネスについても、コンサル会社に伝えるのではなく、雇用する企業にアプローチしていくことは正しい向かい合い方である。

## ⑥施設系事業者連絡会報告

（村上委員）

第 83 回施設系事業者連絡会は、今年度行った事業所間交流研修の報告会を行っている。区内にある各施設にそれぞれの施設から職員を派遣し、交流を兼ねて研修を行う取り組みである。各事業所からの派遣の他に区役所の職員も入り、障害の施設の現場を見る機会にもなっている。

それぞれの施設で工夫していることの内容、自分の事業所では実施をしていない他の事業を見る機会になっているため、様々な学びがあり、新しい視点を知ったと感想があった。また次年度にも実施する方向で考えている。

コロナが 5 類に移行した直後に参加の募集をしていたため、参加を見合わせた事業所もあったが、次年度にむけてコロナ前の状況に戻しながら有効活用していけるような研修になると思う。能登半島地震の後に行ったため、研修の報告の他に災害対策の話もした。

第 84 回では「障害のある方の高齢化問題に関する研修」として研修会を行っている。講師も能登半島の被災地支援に入っているとのことで、現状報告も交えながら研修の話を聞いた。施設系事業者

連絡会で今年度の課題を話し、それぞれの施設で本人の高齢化による問題や、家族の高齢化に関する問題が複合的に発生するケース等、高齢化に関する様々な問題があることが分かった。どこに相談して良いか分からず、どのようなサービスがありどうやって使えるのかが分からない等が発端として、研修会を企画した。

成年後見制度を交えた話や、意思決定支援、実際の具体的な事例を交えての話を聞いた。支援するときの方法より、考え方やあり方の研修であった。支援していてどのような方法があるのか、どこに相談したらよいのか困っていたが、ケースの数だけ答えもあるためそのケースを解決する方法は一つではないと話を聞いた。これしかやりようがないと思っていた考えを広げ、ケースに向かい合っていくことが必要であると感じた研修であった。

報酬改定も絡んでいるタイミングであったが、今年度の報酬改定の部分は井上所長から状況報告を受けている。今後新しく示された中での方向性等を踏まえ、新年度共有する機会を設けたいと考えている。

（中村会長）

交流は大事である。同じ B 型事業所であり同じ法律であっても、実際にやっていることが異なっていることがある。交流することで地域全体のサービスの底上げになればよいと思う。

高齢化問題はどの事業所も直面している話である。本人の高齢化と共に家族の高齢化も重なり、どのように支援につなげていけば良いのかを考えるが、今の制度の中では限界がある。介護保険と障害福祉サービスとの橋渡しができれば良い。同じサービスでも違うことがあるため当事者にとって不利にならないように制度設計をしていく必要がある。

#### ⑦居宅系事業者連絡会報告

（事務局 斎藤）

3 月 4 日に開催し 2 部形式で行った。1 部は福祉人材育成研修とタイアップし「65 歳の壁」とのタイトルで障害分野と高齢分野の連携の必要性との部分で、制度の概要や制度の比較、地域共生社会と言われる中での共生型のサービスについて具体的に紹介いただいた。

2 部では 13 事業者 15 名の方に参加いただき、令和 6 年度の報酬改定について区から居宅系に関する部分を中心に報告している。

居宅系では、通院等介助が今までは自宅を始点と終点にしなければならなかったが、今回の改正で通所事業所から直接通院することが認められるようになった。

重度訪問介護は今まで障害支援区分 6 の方でないと使えなかった入院中の重度訪問看護利用が、障害支援区分 4 以上の方も利用可能になった。各特定事業加算として医ケア児や、重症心身障害者を一定以上の比率で支援すると、特定事業所加算がつくことになる。今までは障害支援区分で決められていたが、医ケア児や重症心身障害者もカウントされるようになった。

行動援護は短い時間の需要が高いため 3 時間半以上の報酬が減っていき、短い時間は報酬が上がるような体系になっている。

加算として拡充した部分もあるが一方で減算の対象となる厳しい部分が何点かある。すべての事業所に該当するので紹介する。身体拘束の廃止の未実施減算、虐待防止措置の未実施減算があり、令和 6 年度から虐待防止措置については減算の新たな対象になっている。虐待防止委員会や、研修、担当等を配置する必要がある。

新しくできた減算として、情報公開未報告減算がある。東京都の情報公開システムに事業所が登録し情報を提供することになっているが、居宅系の事業者でも情報公開システムに登録していない事業者が中野区内でも 5、6 か所ある。来年度から基本報酬が 5%減算になるため、各事業者に注意してもらいたい。

業務継続計画未策定減算は、災害時に備えた業務継続計画が定められていなければ減算になり、居宅系については来年 4 月 1 日から、それ以外は今年度から減算の対象になっている。

居宅系事業者連絡会についてアンケートをとった。必要性についての質問では必要との意見が大半であった。開催については、年一回は行ってほしいとの意見が多かった。

介護保険関係の情報では、令和 6 年 2 月現在で中野区の障害福祉サービス受給者は 2000 人を超えた。平成 18 年 10 月に始まった頃は子供も含め 850 人程であったのが現在は大人だけで 2000 人、子どもも 1500 人になっている。合わせると 3500 人になり当初の 4 倍以上になっている。

障害福祉サービスを使っている方のうち 65 歳以上の方が 228 人、2000 人の中の 11.1%の方が介護保険も使える方である。実際に要介護認定をとっている方も 2000 人の中の約 5.5%111 人いる。同行援護を使っている方が 76 人、B 型を使っている方が 45 人、機能訓練が 3 人、生活訓練が 2 人である。生活介護は施設に入っている方を除くと、通所型の生活介護を使っている方が 20 人である。

介護保険に上乗せをして障害福祉サービスを使っている方のうち、居宅介護に関しては中野区で 560 人程いるが、そのうち介護保険に上乗せしているのが 26 ケースある。重篤な難病の方が使う重度訪問介護の上乗せをしている方が 14 人である。ALS の方が 5 名、脳性麻痺の方が 5 名ほどいる。脳血管障害等で従来対象にならなかった方でも家庭内に複数の障害者がいるなど特殊なケースに限り、上乗せをして出しているケースもある。

## ○その他

（眞山委員）

配布資料表面に昨年ボウリングで優勝した写真が載っている。裏面にはボウリングをしている姿と観光したこと、メダル のことが書いてある。最高得点が 853 点、1 ゲームで 243 点が最高スコア点であった。

（中村会長）

全国 1 位はすごいことである。1 ゲームで 243 点が最高得点とのことで素晴らしい成績である。

（市野委員）

区民防災講座のお知らせを配布している。16日土曜日スマイルなかの会議室で行われる。関東大震災から100年であることや、1月1日に能登半島で地震があったこともあり、明日は我が身と思っている。コロナも緩和されたので当日参加も可能である。

（中村会長）

配布した「ニライカナイの往路」という本について説明する。著者の伊波敏男氏は私が東京コロニーに入職したときの恩師であり、一番お世話になった方である。東京コロニーを退職した後は長野で作家活動을続けており、80歳を超えた時に遺書として最後の作品になるかもしれないと連絡をもらったため購入し、一人でも多くの人に読んでもらいたいと思い配布した。

ハンセン病の回復者であり、沖縄がアメリカの統治下であったときに脱走し、本土に移り高校教育を受け活躍した。彼が東京コロニーに来た時には奇形が手足にあったが、ハンセン病の回復者であることを隠さずに働きたいと来た。しかし面談した総務部長が断ったため、当時の理事長が探して話を聞こうと呼び戻し話をした結果、受け入れることを決断した。

東京コロニーの中野で採用され、授産生として利用が始まった。当初は入所施設も利用していたが、その方を入れたときは身体障害者の入所施設であったが、身体障害者の方で何人か共同生活はできないとやめた方もいると聞いた。同じ結核回復者が始めた事業であり苦労したはずであるが、同じ弱者に対する差別はここでもあるのかと悲しい思いをしたエピソードもある。その方が書かれた本であり、東京コロニーのことも少し触れてある。

（事務局）

次回開催日は5月15日であるが、新庁舎の会議室の予約が現在とはれないため場所は未定である。分かり次第連絡をする。

5月が今期の最後になるため、各部会の活動報告のまとめも合わせての報告になる。

（15時11分終了）

備

考

次回日程：令和6年5月15日（水）午後1時30分～

場所：未定